

ンの思想が定着しにくい社会的・精神的状況があることは否定できない。

労災保険は労働災害に対する補償を目的としているが、あくまで労働災害防止対策を前提としており、労働災害

が発生したときは、失われた稼得能力を回復する (rehabilitate) ことに努め、それが及ばない場合に金銭補償を行なうということが、今日の姿である。

社会保障研究奨励賞懸賞論文募集要領

主 催 大内基金委員会

後 援 社会保障研究所

協 賛 厚 生 省

1. 論 題

「わが国社会保障の将来について」

わが国社会保障の現状分析のうえに立って、今後 10 年間程度の将来を展望し、社会保障全体の方向ないし医療保障、所得保障等の個別問題についての構想を明らかにすること。

2. 応募資格

特に制限しない。

3. 枚 数

200 字詰原稿用紙 (横書き) 80 枚～100 枚程度

4. 審査委員

山 田 雄 三 (社会保障研究所長)

鈴 木 武 雄 (武蔵大学教授)

馬 場 啓之助 (一橋大学教授)

福 武 直 (東京大学教授)

小 山 進次郎 (社会福祉事業振興会常務理事)

高 橋 武 (ILO 東京支局調査部長)

小 山 路 男 (横浜市立大学教授)

5. 選 考

論旨、構成、結論の一貫性を基準とする。なお、入選論文は社会保障研究所機関誌第 2 巻第 3 号 (昭和 41 年 12 月) に掲載する。

6. 賞 金

1 席 10 万円 2 席 5 万円 佳作数編

7. 締切り日と送り先

昭和 41 年 8 月 31 日まで、大内基金委員会 (東京都千代田区三年町 1 番地 社会保障研究所内) 電話代表 (580) 2511

8. 発表の時期および方法

昭和 41 年 11 月に発表、入選作品については、本人あて通知するとともに、選考経過は社会保障研究所機関誌第 2 巻第 3 号に掲載する。

9. 入選作品およびその版権は、大内基金委員会に帰属するものとする。

「労働」と「社会保障」の法理論

小川政亮・蓼沼謙一編 岩波講座「現代法」

第10巻『現代法と労働』

岩波書店 昭和40年 400ページ

岩波講座の「現代法」の10として、『現代法と労働』が刊行されたが、従来の労働法講座の行き方と著しく趣を異にしていることが、とりあえず、われわれの注目をひく。

「勤労者の生存権」という立場から、日本の労働と社会保障の法体系を一貫して捉える、という立場に立つところから、在来この種のシリーズに比べて、社会保障の部門に比重が置かれ、全編の約半ばが、社会保障に関する研究にあてられている。全編の総論ないし序論として、Ⅰ「働く者の生活と現代法」が制度の構造的側面から、Ⅱ「労働法の生成と展開」が史的発展の側面から、問題の展望を行ない、Ⅲ「現代日本における労働運動と法」がいわゆる集团的労使関係と法との関連を、Ⅳ「現代法における労働保護」が、いわゆる個別的労使関係に対する法的保護の分野を担当し、Ⅴ～Ⅶが、「社会保障の形成と機能」「社会保障法の体系と構造」「日本社会保障法の問題点」に分類されて社会保障の法域を処理し、全編を通じて、13人の労働法学者が分担執筆している。いまこの全編にわたって紹介し、また具体的な批判を加える余裕はない。本書をすでに読まれ、または将来読まれるであろう読者を念頭において、本書の全体としての行き方を紹介し、また、全体としての成果について、私の感想を述べて、参考に供したいと考えている。

Ⅰ 本書は、労働と社会保障の法体系や法理論について、解釈論上の検討を行なうことを狙いとするものではなく、日本の社会的現実およびその背景をなす歴史的発展に着眼するという、歴史的・社会学的態度を基調として、立法論上ないし法理論上の問題点を指摘する、ということに狙いを定めている。筆者も労働法の法社会史的研究の必要を説いてすでに久しいのであるが、『現代法と労働』は、法社会学的ないし法社会史的な研究の一つの試みであるということが許されるであろう。Ⅰ～Ⅶの中に含まれる各編を通じて、読者は、このような研究態度に着眼しながら、本書を理解し、また批判すべきものである。全体を通じて史的発展の跡をたずねるという研究態度と、法解釈論の中に閉ちこもることなく、社会学的な態度で、労働法ないし社会保障法の構造的な意味に

肉迫し、かつ、立法政策の分野にわたっての提言を豊富に盛りこんでいるところに、本書の特色を見出すことができるのである。

しかし、史的発展の追求も、社会学的な研究態度も、それが、それとして果して徹底されているかということと、また、それがわが国労働法理論ないし社会保障の法理論に関して、方法論として、また、法の体系的把握において、どれ程の成果を挙げているかが本書の評価に当って、決定的な尺度となるものといわなければならない。

Ⅱ 本書のいわば歴史的態度は、Ⅱ「労働法の生成と展開」、Ⅴ「社会保障法の形成と機能」などに代表されるが、しかし、その他の部門においても、全体の傾向をなしていることは、すでに触れたところである。また、特にⅡにおいては、比較法的研究があわせ行なわれている。そしてこの種の研究態度ないしその結果としての叙述は、ともすれば、解釈論に憂身をやつすことを旨とした、従来の労働法理論ないし社会保障に関する法理論に対して、また、将来、この領域を理解し、さては開拓しようとする人々に、よき刺激を与えるキッカケとなるであろうと考えられる。しかし、私自身が痛感していることであるが、史的研究とか比較法的研究の裏づけとなるものは、一種の体験を通じて、歴史を再現し、また、外国の社会事情を会得することであり、この境地に達することによって、はじめて、史的・比較法的研究がわが法律学にとって意味をもつことを思うと、本書の研究における歴史的態度が結実するためには、言葉の真の意味における歴史的研究や比較法的研究への前進が不可欠の条件であると考えられる。そして、私は、むしろ、労働法とか社会保障法とかについて、わが国の研究の現段階は、その総体についての歴史的態度というようなものではなく、労働法や社会保障制度の中に含まれる個別的问题についての、地道な、したがって労苦に満ちた史的研究への発達を要求しているのではないかと考える。しかし、問題は、方向づけであって見れば、本書がこの研究態度への方向づけをもったことを、高く評価することにやぶさかではない。

Ⅲ 本書は、特に、社会学的方法をひょうほうしてい

るわけではなく、ことに、各編について、その態度はまちまちである。ただ、本書が解釈論を第1目標としないこと、史的発展とか労働運動や労使関係の現実に迫って、そこから法体系ないし法理論についての問題点をとり出そうと努力している、という意味で、社会学的傾向を示しているということは許されるであろう。そうした観点から解釈論についての判例や学説についての批判が行なわれているし、また、特に、社会保障の領域では立法政策上の具体的提案もひき出されている。

ところで、本書が、労働法学の側からの研究であることからすれば、研究態度はそれとして、本書が労働法や社会保障法についての理論体系について、何をわれわれに提供しているか、ということに、本書の評価の基準を求めないわけにはゆかない。

(1) 本書が生存権の観念ないし思想に重点をおいていることが、社会保障の領域に重きを置く特色となっており、あらわれていることは前にも述べた。「労働者権」と「生存権」という二つの柱が、本書の各部門を支える支柱となっているといえよう。この点からいうと、生存権の観念について憲法二五条の規定を中心としてしばしば論及されていることは当然であるが、生存権（ないし労働者権）の基本的構造にふれる論稿を見出し得ないことは、ややものたりない。言葉をかえていうと、生存権や労働者権の法構造の分析が欠けていること、またその相互関係について法理論的に掘り下げが行なわれていないこと（私は解釈論的な理論を必ずしも要求しているのではなく、むしろ法社会学的な位置づけを問題としているのである）を問題だというのである。

(2) 私は、史的発展と社会的現実の中に、労働法と社会保障法の基本問題を探ろうとする本書の意欲的な狙いに注目していることは、前にも述べたが、特に生存権の観念を軸として展開される本書所収の諸論稿に対して、もっとも期待をかけたのは、従来、法律学の側から、理論的に掘り下げられなかった社会保障制度に対して、本書、特に、Ⅴ～Ⅶの研究が、どのような角度から問題に迫り、また、どのような法理論的な成果を挙げたか、という点であった。戦後欧米諸国ないし ILO によって、強い関心が示されるようになった社会保障制度については、各国の研究も進み、また、わが国においても、政策上理論上の研究課題として、とみに学界の関心をひきつつあることは、周知の事実である。そして、わが国についてのみ見ても、社会政策学を中心として、保険学が、その社会保険理論の長い伝統の上に研究を進め、また、近来、経済理論の側からも、社会保障制度を裏づける経

済理論が探究されつつある。

ところが、法学の分野からは、戦前にも、社会保険その他公的扶助についての理論的研究はほとんど進展を見ず、労働法理論の取り残された分野の観を呈していたし、戦後も、他の社会科学の研究に比して、著しい立ち遅れを示している。

このような事情は、実は、故なきことではない。戦前の社会保険ないし、公的扶助制度は、欧米諸国に対比してもっとも立ち遅れた部門であり、戦後急速に、先進諸国の制度に接近したものの、なお、社会生活の実態においても、国民意識の上でも、十分に成熟せず、したがって、制度上もモザイクの域を脱していないことは、本書所収の論稿のいずれもが指摘しているところである。しかも、法制やこれを支える社会生活は、ある程度の発展の段階において、体系的に整備された法律論を生み出すという関係から、社会保障制度に関するかぎり、日本の法律学は、きわめて不利な条件の下に、その作業を進めているのである。

私も、数年前に、「社会保障法」というテーマについての研究を試みたことがあるが（有斐閣『法律学全集』6巻）、その法体系の理論的把握について苦慮したものの、遂に、満足すべき体系的理論を示すに至らず、また、制度の実体的な運用についての解釈論を提供することにも成功しなかったという苦い体験をもっている。

しかし、ある意味では、それだからこそ、本書に寄せる私の期待も大きかったのである。しかし、本書の社会保障法の部分についての研究は、私として苦い体験をもつだけに、史的研究としても、制度の体系的把握への試みとしても、また、細かい技術論としても、私に数々の貴重な示唆を与えることを認めつつも、社会保障の法律論として、なお、未完成であると感じたことを告白しないわけにはいかない。特に、制度の「法的」な把握という点で、やや物たりぬものを感じたのである。私みずから、社会保障の法律論を志しつつ成功しなかった経験からいえば、一方に生存権ないし社会法の法概念を追求するに不十分であると同時に、社会保障上の諸制度の相互的関連を明らかにするための、細かい制度上の検討に欠くところがあったことを反省しているのであるが、本書においても、もっとも問題なのは、この種の追求検討にあるという感じを打ち消すには至らなかったのである。

岩波書店の「現代法」の講座は、法解釈論を中心とせず、各法域における基本問題の摘出を狙った点で、きわめて新味のあるものであり、この講座が、問題意識の旺